

## 社会福祉法人かながわ黎明会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かながわ黎明会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）・評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員等」とする。）の報酬等について定める。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬・通勤手当・旅費並びに功労金を支給する。
  - (2) 非常勤役員等については、報酬・旅費及び功労金を支給する。
- 2 役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1（常勤役員等の報酬）に定める額を支給する。
- (2) 功労金の支給額については、その都度評議員会において決定した額を支給する。
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第6条の規定に準ずる額を支給する。
- (4) 旅費については、職務のため出張したとき、その交通費の実費を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表2（非常勤役員等の報酬）に定める額を支給する。
- (2) 功労金については、別表3（非常勤役員等功労金算定式）に定める算式により算出した額を支給する。
- (3) 旅費については、会議等に出席又は職務のため出勤（出張）したときに、その交通費の実費を支給する。
- (4) 別表2及び別表3に定める報酬・功労金額は税別とする。
- (5) 評議員選任・解任委員の日当については別表2を準用する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しない。

### (報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員等の報酬等については、計算期間は1日から末日までとし、支給はその月の25日（この日が休日に当たる時は前日）通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人の預金に振り込むことができる。
  - (2) 非常勤役員等に対する報酬及び旅費については、会議の出席又は職務のため出勤（出張）したときに、その都度支給する。
- 2 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
  - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

- 第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

【附則】

- 1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人かながわ黎明会定款細則第3条関係別紙・役員報酬等覚書は、平成29年6月1日付けで廃止する。

別表1 (常勤役員等報酬)

役 職 名	報 酬 額
理 事 長	月額 440,000円

(積算根拠)

別表2の(2)理事の下段1日4時間以上の出勤欄の額に22日に乗じた額

別表2 (非常勤役員等報酬)

(1) 評議員

用 務	日 額
評議員会等出席及び法人・施設業務の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
評議員会等出席及び法人・施設業務のための出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

(2) 理事

用 務	日 額
理事会等出席及び法人・施設業務の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
理事会等出席及び法人・施設業務のための出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

(3) 監事

用 務	日 額
監事監査・理事会等出席及び法人・施設業務の出勤 (半日、4時間未満の場合)	10,000円
監事監査・理事会等出席及び法人・施設業務の出勤 (1日、4時間以上の場合)	20,000円

別表3 (非常勤役員等功労金算定式)

10,000円×在任年数＝上限200,000円
-------------------------

※1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。

※2 本規程施行以前の役員等の在任年数についても通算する。